

京丹波町告示第27号

京丹波町地域にぎわいづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民相互の連帯と共同の意識を育み、加えて自治の振興と自主的で個性豊かな地域づくりに資するため、行政区及び自治会（以下「行政区」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において京丹波町地域にぎわいづくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、京丹波町補助金等交付規則（平成17年京丹波町規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助金の趣旨に沿って行政区が行う次の各号のいずれかに該当する事業で、別表に定めるとおりとする。

- (1) コミュニティ支援事業
- (2) 備品購入支援事業
- (3) 活動拠点維持管理支援事業（施設整備支援事業）
- (4) 活動拠点維持管理支援事業（長寿命化支援事業）
- (5) その他町長が特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) この要綱以外の補助制度の適用を受けている事業
- (2) 撤去又は処分を主たる目的としている事業

3 第2条第1項第1号の事業にあつては、新たに実施する事業であつてその事業効果が後年度に及ぶことが明白であるものに限るものとし、同一事業について2年限りの適用とする。

4 同一年度内における補助金の交付は、第2条第1項第1号の事業を除いて、1行政区につき1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費から次の各号に掲げる経費を除いた額とする。ただし、第2条第1項第1号の事業にあつては、備品購入費を除いた額とする。

(1) 経常的な経費(人件費、光熱水費、通信費等)

(2) 用地取得費及び設計費

(3) その他町長が補助対象経費とすることが適当でないと認めた経費

(補助率等)

第4条 補助額上限及び補助率は別表に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする行政区は、京丹波町地域にぎわいづくり補助金交付申請書(様式第1号)及び京丹波町地域にぎわいづくり補助金事業計画書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その適否を京丹波町地域にぎわいづくり

補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 行政区は事業計画に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに町長に京丹波町地域にぎわいづくり補助金変更届出書（様式第4号）により申請を行わなければならない。

（1） 補助金の額の変更

（2） 補助の対象となった施設等の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 町長は、前項の変更届出書を受理したときは、変更の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定を変更することができる。

（事業の中止又は廃止）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた事業を中止、又は廃止しようとする場合は、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた行政区は、事業完了後直ちに京丹波町地域にぎわいづくり補助金事業実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付等）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告の内容を審査するとともに補助金の額を確定し、京丹波町地域にぎわいづくり補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の補助金確定通知書を受けたときは、京丹波町地域にぎわいづくり補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(京丹波町自治振興補助金交付要綱の廃止)
- 2 京丹波町自治振興補助金交付要綱（平成18年京丹波町告示第4号）は廃止する。

別表（第2条関係）

補助要件						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意向が十分反映されたもの ・コミュニティ形成に役立つもの ・土地、建物その他施設の管理との調整がついており、事業実施に支障がないもの ・事業が年度内で完了するもの ・事業実施後も適正な管理を行うもの ・他の補助金等の交付を受けないもの ・主たる目的が撤去又は処分でないもの（本事業が起因となる部分の撤去費用のみ対象） 						
補助対象事業	内容	工事又は品目	対象事業費	補助額上限	補助率	補助対象外経費
①コミュニティ支援事業	地域づくりに資するための新たな取り組みで、事業効果が後年度に及ぶことが明白である事業		5万円以上	10万円	1/2以内	備品購入費
②備品購入支援事業	公民館施設における利便性向上及びSDGs推進に向けた備品整備	空調設備（新設・更新のみ） 複写機 椅子、机（長机含む） ICT化備品（WIFIルーター、タブレット端末等） ICT化基盤整備（施設内の通信環境機器設置） 住宅用太陽光発電システム、蓄電池（工事費除く） 薪ストーブ（工事費除く）		20万円		<ul style="list-style-type: none"> ・経常的経費（事務費、人件費、光熱水費、通信費等） ・設計費 ・用地取得費

		防災カーテン、 防災じゅうた ん				
--	--	------------------------	--	--	--	--

補助対象事業	内容	工事又は品目	対象 事業費	補助額 上限	補助率	補助対象外経費	
③ 活動拠点維持管理支援事業	施設整備 支援事業	公民館施設 における機 能向上に向 けた施設整 備	公民館新設	30万円 以上	500 万円	1/2 以内 (木造 又は木 質であ って、 京丹波 産木材 を使用 する場 合は 2/3 以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常的経費 (事務費、人件 費、光熱水費、 通信費等) ・ 設計費 ・ 用地取得費
			集落運動施設 (公園含む) 新設				
			LED照明設 備整備				
			遊具整備				
			バリアフリー 化整備				
			屋根改修、ト イレ改修				
			サッシ整備、 グラウンドフ ェンス整備				
			感染症対策に 関する施設整 備				
長寿命化 支援事業	公民館大規 模修繕工事 (シロアリ 防除含む)		100万 円以上	50万円			